

新宮町告示第79号

令和2年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月25日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 令和2年9月1日  
2 場 所 新宮町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

---

○9月1日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

---

○9月2日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

---

○9月15日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

温水 眞君

濱田 幸君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

---

応招しなかった議員

西 健太郎君

---

議事日程(第1号)

令和2年9月1日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第82号議案 新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第4 第83号議案 新宮町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第84号議案 新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第85号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第86号議案 新宮町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第87号議案 町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 第88号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第89号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第90号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第91号議案 令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第92号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第93号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第94号議案 令和元年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 第95号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 第96号議案 令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第97号議案 令和元年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第98号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第99号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

- 日程第21 第100号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第101号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第23 第102号議案 工事請負契約の締結について（新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事）
- 日程第24 第103号議案 財産の取得について（新宮町立学校校務用コンピュータ購入）
- 日程第25 第104号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第26 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第27 報告第13号 令和元年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第28 報告第14号 令和元年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第29 報告第15号 令和元年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第30 報告第16号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第17号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第32 報告第18号 例月出納検査結果報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第82号議案 新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第4 第83号議案 新宮町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第84号議案 新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第85号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第86号議案 新宮町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第87号議案 町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 第88号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第89号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第90号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第91号議案 令和元年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第13 第92号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第93号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第94号議案 令和元年度新宮町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 第95号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 第96号議案 令和元年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第97号議案 令和元年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第98号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第99号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第100号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第101号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第23 第102号議案 工事請負契約の締結について（新宮町立学校校内通信ネットワーク整備工事）
- 日程第24 第103号議案 財産の取得について（新宮町立学校校務用コンピュータ購入）
- 日程第25 第104号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第26 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第27 報告第13号 令和元年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第28 報告第14号 令和元年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第29 報告第15号 令和元年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第30 報告第16号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第17号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第32 報告第18号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 安武久美子君 | 2番 温水 眞君   |
| 3番 末吉富美德君 | 4番 濱田 幸君   |
| 5番 上畝地白馬君 | 6番 西 健太郎君  |
| 7番 大牟田直人君 | 8番 高木 義輔君  |
| 9番 北崎 和博君 | 10番 横大路政之君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君      主幹 桐島 美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	政策経営課長	……………	阿部 宏紀君
地域協働課長	……………	片山 勇二君	税務課長	……………	高橋 忠久君
住民課長	……………	大原 稲子君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	藤木 恵介君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	桐島 光昭君
上下水道課長	……………	本田陽一郎君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	西田 大輔君

---

午前9時30分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) ただいまから、令和2年第3回新宮町議会定例会を開会いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、横大路政之議員、11番、松井和行議員、事故に備えて1番、安武久美子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長(牧野 真紀子君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は本日から9月15日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの15日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりでございますので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式の実践の取り組みから3か月が経過をいたしました。7月中旬以降、増加傾向にありました感染状況により、8月5日に福岡コロナ警報が発動されました。事業者、県民に対して協力要請がなされました。最近では、落ちつきを見せておりますが、警報は継続中であり、社会経済活動のレベルの引き上げも想定どおりには進んでいない状況でございます。7月の九州豪雨などにより、福岡県内外で多くの方々が被災をされました。亡くなられました方々、御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、災害時の避難所運営が心配されておりましたが、本町では現在まで多くの方が避難されるようなことがなく、避難所でのクラスター発生や大規模な被害の報告はありませんでした。災害はいつ起きるかわかりません。引き続き、避難所運営につきましては検討を重ねてまいります。

町政に関しましては、令和元年度の終わりからこれまで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止緊急経済対策の対応などで、事業の中止や延期、規模を縮小など、当初の予定どおりに実施できないものがあります。このような状況においても、新宮ふれあいの丘公園及び周辺道路の整備、（仮称）緑ヶ浜町営住宅新築工事などにつきましては、順調に進めることができしております。第6次新宮町総合計画につきましても、緩やかな増加傾向が続く本町の人口もいずれは減少に転じるという考え方に立ち、本年度中に策定するべく進めております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、行政においても働き方の新しいスタイルに対応していくため、国が提唱するソサエティ5.0を意識し、ICT、IoTの導入、活用を積極的に検討していく必要があると考えておりますのでご理解とご協力を賜りたいと思っております。

それでは本日提案いたしております議案は、条例の制定、改廃6件、令和元年度決算認定10件、令和2年度補正予算4件、契約等2件、外部規約協定、その他1件、計23議案、諸報告6件となっています。なお、追加議案等の予定もございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

以上、招集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第82号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第82号議案、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第82号議案、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、地方自治法等の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が制定され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等に関する規定が設けられたことに伴い、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律により、条例において地方公共団体の長もしくは委員会の委員もしくは委員、または地方公共団体の職員、地方公共団体の長等と申しますが、当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から地方公共団体の長等の職責、その他の事情を考慮して、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされております。本議案につきましては、この地方自治法の改正の趣旨にのっとりまして、新たに条例を制定するものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長もしくは委員会の委員もしくは委員または職員の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるといふ、本条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条では、最低責任負担額を地方自治法施行令で定める基準を参酌して、それぞれの1会計年度当たりの報酬、給与の額に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額と

するもので、第1号において町長6、第2号において副町長、教育長など4、第3号において農業委員会委員など2、第4号において職員1と規定をしたもので、政令の基準どおりの規定としておるところでございます。

第3条では、町長等が町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、損害賠償責任の一部を免れることを規定したものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

2ページに参考資料で、判決により賠償の責任を負う額から、条例で定める額、第2条の賠償の責任を負う額のところですが、控除したものが、第3条に規定する免除される額となることを示したものでございます。ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。地方自治法の改正により、今回、条例制定ということになりましたけれども、地方自治法の中で、善意でかつ重大な過失がないときというふうな線引きがあると思うんですが、これはどのように判断していくようになると考えてありますですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい、通常どおり、本来の業務でありますと、その職責に応じて本来はもう善意で職務をされておるものというふうに思っておりますけれども、その中で問題となるのが、基本的に重大な過失があるというところだというふうに考えております。通常、住民訴訟等で町に対する損害の賠償等々につきましては、その中で重大な過失であるとか、そうでないというような判断が通常あるのかというふうには思っております。その中で、その判断を参考にして、町のほうで重大な過失に当たるのか、そうでないところに当たるのかというようなところを判断していくというような形で考えておるところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい、ないと思うんですが、町のほうで重大な過失がないというふうに判断しているのは、これは町のほうでされるというふうになって運用されるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい、基本的には町で独自に判断するというようなところではなくて、裁判所の判断でありますとか、そういったところに重大な過失か否かというようなところの判断があるかと思しますので、そのあたりのところを参考にいたしまして、重大な過失ではないというようなところを援用するというような方向で考えておるところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

はい。それでは、ここで質疑を打ち切り、第82号議案は総務建設常任委員会に付託したいと

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第82号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4. 第83号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第83号議案、新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第83号議案、新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、福岡県重度障がい者医療費支給制度が改正されることに伴い、新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、福岡県重度障害者医療費支給制度の障害の害の表記が漢字から平仮名へ改正されましたので、新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の条文中の障害の害の表記をすべて平仮名に改正しております。

1 ページをお開き下さい。

新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。新宮町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。なおこれより、障害の表記の改正の条文となりますので、説明を省略させていただきます。

下から9行目、同条第3項中の「12歳」を「15歳」に改める。

2 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療費に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定、及び同条例第6条の規定による重度障がい者医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

3、新宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1及び第2にあります障害の害を平仮名表記に改正するものでございます。

4 ページ以降に、参考資料として新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第83号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第83号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 第84号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第84号議案、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第84号議案、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、福岡県公費医療費支給制度が改正されることに伴い、新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。今回の改正は、福岡県子ども医療費の支給対象が中学生まで拡大されたことで、中学生の通院時の自己負担額を改めたこと及び福岡県重度障害者医療費支給制度の障害の害の表記が漢字から平仮名へ改正されたことによるものです。

1 ページをお開きください。

新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。新宮町子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中の障害の表記の改正につきましては、説明を省略させていただきます。

第4条第1項第3号中、「全額」を「うち、1月につき1,600円（ただし自己負担額が1,600円に満たない額の場合は、当該額）」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2、準備期間としまして、町長は前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の新宮町子ども医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定及び同条例第6条の規定による子ども医療証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

2ページ以降に、参考資料として新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第84号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第84号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 第85号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第85号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第85号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和元年10月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、今回の改正は、幼児教育保育の無償化の実施に伴うものであり、内閣府令により改正法施行後1年間の経過措置が設けられていたことから、今回所要の改正を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

参考資料の新旧対照表で、主な改正部分についてご説明いたします。

3条第1項は、子ども・子育て支援法の基本理念が追加されたことにより改めるものでございます。

第5条以降の条文におきまして、用語の整理がなされたことにより、支給認定を教育・保育給付認定、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもまたは満3歳未満保育認定子どもに改めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

第8条は、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の確認について追加するものでございます。

13ページをお願いいたします。

13条第1項で、特定教育・保育施設において、満3歳未満の利用者負担額、第2項で法定代理受領を受けないときの利用者負担額を無償化の実施により改めるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

中段になりますが、第13条第4項、第3項は、食事の提供に関する費用の取り扱いの変更を行うもので、特定教育・保育施設において、教育・保育給付認定保護者から副食費の提供に要する費用の支払いを受けることができますが、満3歳以上の子どものうち、その保護者及び同一世帯に係る町民税所得割合算額が、一定額未満である場合や小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の教育・保育給付認定子どもについて免除するものです。

20ページをお願いいたします。

第35条第3項は、特別利用保育を利用する場合、施設型給付費には、特例施設型給付費を含むものとするものです。

21ページの上段から中段にかけて、同じく第35条第3項中の追加は、第13条第2項中、施設型給付費を特例施設型給付費に読みかえ、また同条第4項第3号イ(ア)とイ(イ)中の教育・保育給付子どもについて、特別利用保育を受けるものを除く場合と、含む場合にそれぞれ区別するものでございます。

22ページをお願いいたします。

上段から中段にかけて36条第3項についても、前条第3項と同様の追加になりますが、同条第4項第3号、イ(ア)とイ(イ)中の教育・保育給付認定子どもについて、特別利用教育を受けるものを含む場合と除く場合にそれぞれ区別されるものです。

25ページをお願いいたします。

第42条第2項から26ページにかけて、第5項、8項の追加になりますが、こちらは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、卒業後の受け皿などの提供を行う連携施設を確保するようになっていましたが、施設の確保が著しく困難であると、町長が認めるときは不要とすることができ、先の35ページをお願いいたします。附則第5条により連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

戻りまして、27ページをお願いいたします。

第43条は、特定地域型保育事業の利用者負担額を無償化の実施により改めるものでございます。

31ページをお願いいたします。

第51条第3項の追加は、読みかえ規定により改めるものでございます。

戻りまして9ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第85号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第85号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 第86号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第86号議案、新宮町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第86号議案、新宮町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、簡易水道事業の認可変更に伴い、計画給水人口及び1日最大給水量の見直し、給水区域の表記の変更並びに1人1日最大給水量の削除を行うため、新宮町簡易水道設置条例の一部を改正するものでございます。

参考資料として、記載しております新旧対照表でご説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

第2条中、給水区域で相島区を大字相島に改め、計画給水人口580人を260人に、1日最大給水量180立方メートルを130立方メートルに変更するものです。また、これまで1人1日最大給水量200リットルと定めておりましたが、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例には、1人1日最大給水量の定めがないことから、これを削除するものとしております。

1ページ目にお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 1点、お尋ねいたします。まず給水区域は相島区から大字相島に変わっていますが、この意味がちょっとよくわからないということと580人から260人で

すか、計画給水人口が変わるっていうのは、現状の島民人口との乖離があるから変更するのかっていうのがもう1点と、最後にこれ260人の計画給水人口にした場合、仮にまた水事情が増えたときに対応はできていくのかっていうのをちょっとよろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。

一つ目の相島区を大字相島ということでの変更でございますが、これにつきまして相島区という表記の仕方が行政区での表記になっておりましたので、地名での表記という形での大字相島という形に変更させていただいております。

次に、人口の変更部分なんですけど、現在、相島の島民人口が3月末で250名弱ぐらいという形になっておりましたので、現在人口に、島民人口に合わせる形での260名という形での計画給水人口としております。

次に、水事情についてなんですけど、実際のところ180立方メートルから130立方メートルに変更をかけるものではございますが、実際のところ給水の能力としましては200立方メートル、1日当たりでございますので、また人口が減っているということもございますので、単純に今130立方メートルを260人で割ると1人当たりが大体500リットル、1日使えるという計算になりますので、そこまで水事情として考えたときに島民の方は現状として使っておりませんので、そういった部分に対応もできるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） これまで相島の水事情ということで、貯水池に防水シートを張ったりとか、修復工事をしたりとか、また海水淡水化装置とか導入してきましたけど、その投資っていうのは過大な投資だったのかっていう疑問がちょっと思うんですけど、その辺はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。

今、西議員がおっしゃったような第2ダムでの防水シートっていうか、遮水シートの工事については、今現在、工事のほうにとりかかっているわけなんですけど、それだけの貯水量がないと、それだけの人口に対しての給水量ということに長期間で降雨がなかった場合に対応できませんので、そういった意味での遮水シートの工事っていうのは、必要ではないかというふうに考えておりますし、海淡装置については、今までの水事情の中で、貯水池の容量が不足というか、ためることができておりませんでしたので、そのための一時的な海淡装置の導入という形でとらえておりますので、それについては今後有事の際に海淡装置は別の意味でも使えることがございますので、

そういった形の有効利用ができるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 海淡装置の膜の交換とか、そういうのは必要だと思うし、有事の時にすぐ動くのかっていうちょっと疑問をもったりもするんですけども、そうですね、すみません。もういいです。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

はい、ほかに。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第86号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第86号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 第87号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第87号議案、町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第87号議案、町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、町長等の給与の特例に関する条例の規定による町長等の給料減額期間が、令和2年7月31日をもって終了したことに伴い、当該条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例。町長等の給与の特例に関する条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第87号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第87号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 第88号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第88号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

この際、本件から日程第18、第97号議案までの10件は令和元年度決算の認定となっておりますので、一括上程し、議題といたします。

それでは、第88号議案から第97号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第88号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第97号議案、令和元年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。7つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

それでは、令和元年度新宮町決算と表題をつけております一覧表のほうをご覧ください。

第88号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計から第97号議案、令和元年度新宮町一般まで、各会計の決算収支は記載のとおりでございます。

第94号議案の令和元年度新宮町水道事業会計及び第95号議案の令和元年度新宮町下水道事業会計を除きます7つの特別会計の合計といたしまして、歳入は29億7,910万890円、歳出は29億4,884万5,992円、差し引き3,025万4,898円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、7つの特別会計の実質収支の合計も3,025万4,898円となっております。

第94号議案、令和元年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入7億9,404万735円、収益的支出6億6,071万9,367円、差し引き1億3,332万1,368円となり、これから消費税分を除いた1億1,867万4,483円が当年度純利益となっております。資本的収入5,409万2,740円、資本的支出2億8,277万1,358円、差し引きマイナス2億2,867万8618円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的支出調整額816万5,734円、過年度損益勘定留保資金2億2,051万2,884円で補填を行っております。

第95号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入9億6,511万2,395円、収益的支出8億7,216万5,889円、差し

引き9,294万6,506円となり、これから消費税分を除いた7,637万3,327円が当年度純利益となっております。資本的収入8億370万6,800円、資本的支出10億5,379万1,960円、差し引きマイナス2億5,008万5,160円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額6,325万675円、過年度損益勘定留保資金7,669万2,854円、当年度損益勘定留保資金1億1,014万1,631円で補填を行っております。

続きまして、第97号議案、令和元年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入135億4,609万3,739円、歳出129億772万9,176円、差し引き6億3,836万4,563円、継続費通次繰越額2億808万9,000円、繰越明許費繰越額1億3,454万1,000円、実質収支額2億9,573万4,563円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで、決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） お手元の令和元年度新宮町歳入歳出決算審査意見書をご覧ください。

1ページ目におきまして、決算審査を実施する根拠規定、審査の実施日、審査対象の会計名及び着眼点を記載しております。そして、これらに基づきまして、決算審査を実施した結果を2ページ目に審査意見として述べております。

まず、総括意見としましては、例月出納検査の集計とすべて合致し、決算計数は正確であったことを確認いたしております。

次の第2段落、第3段落及び第4段落では、各会計ごと歳入歳出について、前年度比較を行っております。中段以降につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計、すべての歳入歳出の予算執行状況と事業の経営が適切かつ効率的に運営実施されているかについての検証結果について述べております。

そして、この審査の結論といたしましては、歳入歳出ともに適正に予算執行が行われており、この文書で指摘、注意すべき事項はございませんでした。

3ページ目以降におきましては、会計ごとの歳入歳出について、項目ごとに分析を行っております。決算委員会での審議の参考にしていただけたらと考えます。

以上簡単ではございますが、決算審査意見書についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ありがとうございます。

ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。第88号議案から第97号議案までの10議案につきましては、議長及び高木監査委員を除く、議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午前10時19分休憩

.....  
午前10時30分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は末吉富美徳議員、副委員長は上畝地白馬議員に決まりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては9月4日、7日、8日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

----- . ----- . -----  
**日程第19. 第98号議案**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第98号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 第98号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,965万6,000円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事務費、3節職員手当等ですが、職員の扶養親族の異動に伴い計上するものです。

1 款 2 項 1 目事業費、1 8 節備品購入費 7 6 万 9, 0 0 0 円ですが、新型コロナウイルス感染症予防等のため、これに対応した空気清浄機を新宮、相島両渡船待合所に各 1 台及び船内に 2 台、計 4 台を購入設置するものです。こちらの特定財源といたしまして、2 款 1 項 1 目渡船事業国庫補助金、1 節渡船事業補助金 7 6 万 9, 0 0 0 円を充当するものです。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。

歳出で説明いたしました特定財源に関するものについては、除かせていただきます。5 款 1 項 1 目 1 節繰越金 1 7 万 6, 0 0 0 円については、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 9 8 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 9 8 号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 0. 第 9 9 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 2 0、第 9 9 号議案、令和 2 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第 9 9 号議案、令和 2 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について説明をいたします。

まず最初に歳出から説明をさせていただきます。1 0、1 1 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、8 節報償費、新型コロナウイルス対応従事者慰労金 1 5 万円は、本診療所の職員が国の行う新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の給付対象となるため、1 人 5 万円の 3 人分を計上させていただいております。この新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について簡単に説明いたしますと、これは医療機関で働く医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止終息に向けて、ウイルスに立ち向かい感染すると重症化する可能性の高い患者さんとの接触を常に伴う、また医療という特性から継続して事業を提供する必要があるなど、相当程度の心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対する慰労金として出されるものです。これにつきましては、医療機関が取りまとめて申請をして個人に支払うということになっておりますので、今回補正をさせていただきます

た。特定財源といたしまして、2款1項1目診療所運営費補助金、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金15万円を充てるものでございます。

同じく一般管理費、12節役務費、運搬料1万2,000円につきましては、診療所の敷地内に猫等が糞をしないように、地面を固める砂を町営渡船で運搬する際の小荷物運搬費でございます。

2款1項3目13節委託料、血液検査委託料につきましては、診療する医師が変更になったことによる患者さんの状況確認に加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、島外に主治医がいる患者さんについても、診療所内で検査、手法等を行ったことなどによって、当初予算よりも検査が増えたため、18万6,000円を増額させていただいております。

続きまして、歳入について説明いたします。戻りまして8、9ページをお願いいたします。

特定財源につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

4款1項1目繰越金で収支調整をさせていただいております。

説明は以上となります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第99号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第99号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 第100号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、第100号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第100号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額200万円を増額し、合計の9億862万1,000円とするものです。

4ページ目、5ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。

1 款 1 項 3 目中央処理区管理費の工事請負費 2 0 0 万円の増は、中央浄化センターの維持修繕工事費の増で、今回、令和 4 年度での維持修繕を予定していました水処理槽に空気を送る送風機及び電動機が故障したため、緊急用の予算にて修繕を行っておりますが、今後の突発的な故障に対応するための緊急用の維持修繕工事費を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 1 0 0 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 1 0 0 号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 2. 第 1 0 1 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 2 2、第 1 0 1 号議案、令和 2 年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第 1 0 1 号議案、令和 2 年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 億 8, 7 1 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 5 億 3, 6 4 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 条地方債の補正につきましては、5 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正は、追加で 2 事業計上しております。漁港災害復旧事業につきましては、令和元年度に被災した相島漁港沖防波堤の災害復旧事業が過年度災害事業となったため、また通信施設整備事業につきましては、相島海底光ケーブル等整備事業に伴うもので、追加して計上しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

変更としまして、2 事業を計上しております。公園整備事業につきましては、今年度の事業内容を一部整備工事から用地購入に変更することに伴う増額で、臨時財政対策債につきましては、額が確定したため減額するものです。補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法

については記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながら説明の前に、人件費にかかわるものの説明をいたします。

職員の育児休業に伴う給与の減額、臨時的任用職員の給料、手当等の増額及び職員の時間外手当の増額、扶養手当等の変更に伴う関連手当の増額を行っております。

16、17ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費、13節ふるさと納税事業委託料及び14節の公金システム使用料、ポータルサイト使用料は、ふるさと寄附の収入見込額を勘案し計上するものです。13節ワンストップ特例申請書受付業務委託料は、ワンストップ特例申請の件数が多いの通常業務に支障をきたすため、受付業務を委託するもので、また、この業務を委託することに伴い、1節会計年度任用職員の報酬を減額するものです。

5目財産管理費、13節庁舎清掃衛生業務委託料79万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、庁舎内のトイレや受付カウンター等の消毒作業を委託するものです。

6目企画費では、相島に光ケーブルを整備する費用を計上しております。9節普通旅費7万1,000円は、補助申請時等のための旅費で、13節地域情報化計画策定業務委託料275万円は、情報化の現状、ニーズ把握やICTの利活用方策の検討を行い、情報通信基盤の利活用計画を策定するものです。また、相島海底光ケーブル整備事業に係る公設部分について、13節施設整備工事施工監理業務等委託料1,540万円、施設整備工事設計委託料1億3,592万6,000円及び15節通信施設整備工事費5億5,707万5,000円を計上するもので、19節相島光ケーブル等整備事業負担金4,110万円は、民設民営部分における町の負担分を計上するものです。特定財源といたしまして、14款2項1目6節無線システム普及支援事業費等補助金4億7,226万6,000円、21款1項9目2節通信施設整備事業債6,400万円を充当しています。

7目電算管理費、13節社会保障・税番号制度システム改修委託料330万円は、マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に対応するために住基システムの改修を行うものです。

14節ウェブ会議システム使用料8万8,000円は、ウェブ会議を主催するためのライセンス及び設定に係る費用です。特定財源といたしましては、14款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金250万8,000円を充当しています。

2項2目賦課徴収費、13節システム改修委託料242万円は、税制改正に伴う個人住民税システムと収納管理システムの改修を行うものです。

18、19ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、14款2項1目2節社会保障・税番号制度システム整備費補

助金の額が確定しましたので、財源更生しております。

3款1項6目重度障害者医療対策費、11節印刷製本費は、公費医療費制度改正に伴い、医療証及び窓あき封筒を印刷するものです。

2項1目児童福祉総務費の1節から12節までは、子育て世帯生活支援金給付事業に係る会計年度任用職員の報酬、費用弁償、封筒の印刷代及び郵便料金を追加して計上しております。13節地域子育て支援拠点事業委託料50万円及びファミリーサポートセンター事業委託料50万円につきましては、現在委託しております地域子ども・子育て事業に新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費を委託料に追加するものです。

20、21ページをお願いします。

19節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金700万円は、保育所等に感染対策に必要な経費について、補助金を交付するものです。特定財源といたしまして、15款2項2目5節児童福祉総務費補助金840万円のうち800万円を充当しております。

3目児童福祉施設費、11節消耗品費40万円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、相島保育所に必要なマスクや消毒液等を購入するためのものです。特定財源といたしまして、15款2項2目5節児童福祉総務費補助金840万円のうち40万円を充当しております。

4目シーオーレ新宮管理費、15節施設整備工事費154万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、シーオーレ新宮のトイレの手洗いを自動水栓に改修するもので、18節施設用備品購入費18万5,000円は、芝刈り機が故障したため買い替えるものです。

5目子ども医療対策費は、公費医療費制度改正に伴い、子ども医療証のための11節印刷製本費10万7,000円及び13節システム改修委託料138万6,000円を計上しております。

4款1項2目予防費、11節消耗品費190万8,000円は、新型コロナウイルス感染対策のため、窓口カウンター用のアクリルパーテーション等を購入するためのものです。

3目母子衛生費、11節消耗品費36万8,000円、医薬材料費4万2,000円及び18節備品購入費6万4,000円は、新型コロナウイルス感染対策のため、育児相談や子育て教室のときに使用する空気清浄機や消毒液、洗濯機を購入するためのものです。また、11節印刷製本費、1万1,000円及び13節各種予防接種委託料739万2,000円は、10月1日から実施されるロタウイルスワクチンの定期接種に対応するためのものです。特定財源といたしまして、15款2項3目5節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金47万4,000円を充当しています。

22、23ページをお願いします。

2項2目塵芥処理費、19節生ごみ堆肥化容器等購入助成金7万6,000円は、生ごみ堆肥化容器等購入助成の申請者が増えたため増額するものです。

7款1項3目観光費、11節印刷製本費60万1,000円及び13節観光パンフレット作成委託料52万円は、多言語の観光パンフレットを作成するためのものです。特定財源といたしまして、15款2項6目2節宿泊税交付金111万9,000円を充当しております。

8款2項2目道路新設改良費、13節委託料200万円は、橋梁点検調査委託料が増加したために計上するものです。

4項1目都市計画総務費、1節都市計画審議会委員報酬4万4,000円は、都市計画マスタープランの策定に伴い、都市計画審議会を臨時に開催する必要があるため増額するものです。13節都市計画道路変更業務委託料126万4,000円は、三代地区の市街化区域編入にあわせ、都市計画道路三代・的野線を見直すにあたり、大森交差点の交通量解析を行う必要があるため、新たに追加するものです。23節屋外広告物許可申請手数料返還金及び加算金8万8,000円は、屋外広告物の許可申請の手続きに誤りが判明した4事業者に対して手数料を返還するものです。

2目公園費、12節不動産鑑定料99万円は、ふれあいの丘公園整備事業において、事業内容を一部用地購入に変更したことに伴い、新たに計上するものです。

24、25ページをお願いいたします。

13節清掃等委託料21万7,000円は、沖田中央公園調整池スクリーン清掃費を増加して計上するものです。15節公園整備工事費は、新宮ふれあいの丘公園整備に必要な樹木の移設をするための工事費126万7,000円を新たに計上し、地方債の補正でも説明しましたとおり事業内容の見直しに伴い、ふれあいの丘公園整備工事費1億8,180万円を17節公園用地購入費に組み替えるものです。特定財源といたしまして、21款1項3目1節公園整備事業債2,430万円を充当しています。

9款1項4目防災費、11節消耗品費40万5,000円は、災害時に避難所で使用するためのものです。12節火災保険料は、12月完成予定のふれあいの丘の防災倉庫の火災保険料です。

10款1項2目事務局費、11節消耗品費20万円は、就学児健診やまつかぜルーム等で使用する新型コロナウイルス感染対策のためのマスクや消毒液等を購入するためのものです。13節スクールカウンセラー委託料108万円は、新型コロナウイルス感染症対策のため学校の臨時休業による影響でスクールカウンセラーによる業務が増えたことによるものです。

26、27ページをお願いします。

2項小学校費は、立花小学校、新宮小学校、新宮東小学校、新宮北小学校のそれぞれの管理費に新型コロナウイルス感染対策のため、校内の洗面所やトイレ、手すりなどの共用部分について消毒作業を委託するものです。3項中学校費においても、新宮中学校及び新宮東中学校管理費に校内共用部分の消毒作業を委託する経費を計上しております。

2目新宮中学校管理費、1節校医等報酬15万2,000円は、内科医の増員に伴うものです。15節施設整備工事費533万5,000円は、新宮中学校の校舎の接合部の雨漏りを補修するためのものです。

6目新宮東中学校管理費、11節消耗品費及び食糧費は、県から委託を受けた学校安全総合支援事業に係るもので、15節施設整備工事費116万6,000円は、校内に樹木の植栽や学習用菜園を設置するためのものです。特定財源といたしまして、15款3項4目1節事務局委託金65万円を充当しています。

28、29ページをお願いします。

5項3目新宮幼稚園費、15節施設整備工事費140万円は、倉庫がシロアリ被害にあったため、撤去し新たに設置するためのものです。

6項5目人権同和教育総務費、9節費用弁償1万9,000円は、会計年度職員の通勤手当の増加によるものです。

7項1目保健体育総務費は、アビスパ福岡とのフレンドリータウン協定に基づき、アビスパ福岡公式戦「新宮町応援デー」を開催するための費用で、11節消耗品費79万2,000円を応援グッズの購入のため。

次ページをお願いいたします。

14節フレンドリータウン事業時入場料は、観戦チケット購入のためのものです。

11款1項1目農林災害復旧費、15節農業災害復旧工事費100万円及び2項1目土木災害復旧費、15節現年災害復旧工事費200万円は、7月の大雨災害により現予算をすべて執行したために、今後の災害に備えて計上するものです。

12款1項1目公債費の元金、23節財務省分768万9,000円は、繰上償還2件分と臨時財政対策債の利率見直し後の元金不足について計上するものです。繰上償還につきましては、平成30年度特別教室等空調設備整備事業の完成見込みで借入を行っていたものに、補助事業実績時点で起債対象事業費に変動が生じたために繰上償還するものが171万6,000円、また令和元年度に被災した相島漁港沖防波堤の災害復旧事業が過年度災害事業となり、現年度災害復旧事業債として借入をしていたため全額を繰上償還するもの420万円です。

32、33ページをお願いします。

13款3項4目ふるさと応援基金費、25節基金積立金6億円は、今年度予算におけるふるさと寄附の収入見込額を勘案し計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

歳出説明時に特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

10款1項1目1節普通交付税は、額が確定し減額しております。

14款1項5目1節漁港施設災害復旧費国庫負担金4億6,728万円は、地方債の補正、公債費でも説明しましたとおり相島漁港沖防波堤の災害復旧事業が過年度災害事業となったために計上するものです。

12、13ページをお願いします。

17款1項1目1節ふるさと寄附金10億円を計上し、19款1項1目1節前年度繰越金2,771万4,000円で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、16ページからの歳出全般について質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 16、17ページのところで、まず6目13節地域情報化計画策定業務委託料のところで、ICT利用計画を策定されるという話でしたけど、いつごろに策定終了というか策定をいつまでに策定を考えているのかっていうのが1点と、あと相島光ケーブル等整備事業のところで、民設民営部分の町の負担っていう話でしたけど、どういうことが民設民営なのかなって、ちょっとよくわからなかったんで、どこの部分かなっていうのがもし伝えられる範囲で教えてくださいということと、あと7目14節のウェブ会議システム使用料というところですけど、これは例えば、職員間の会議とか、そういうのを想定されているのか、どういう会議を想定されているのかっていうことをお知らせください。よろしくお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。地域情報化計画策定業務に関しましては、相島の光ケーブルの設置に必要なものでございますので、今年度中の策定を考えております。それから、先ほど光ケーブルの民設民営部分というところでございますが、これは相島島内にいれるまで、それから各家庭の間が民設民営をしていただくという形で、そこは通信事業者のほうで負担していただくというふうに考えておりますので、その民設民営部分に町の負担金ということでございます。

それからウェブ会議のシステムにつきましては、まだ物は考えておりませんが、町が主催者となる会議を主催する場合のシステムの使用料でございます。それはもう職員間っていうような職員と他の市町とかというような形で考えております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、地域情報化計画のところで、もう少しちょっと聞きたいんですけど、これは相島のICT利活用計画っていうことですか、それとも町全体のっていうことでしょうか。

- 議長（牧野 真紀子君） はい、政策経営課長。
- 政策経営課長（阿部 宏紀君） 今回、相島に光ケーブルをひくために必要なものでございますので整備をしますが、相島に限らず新宮町の情報化計画ということを策定するような形となっております。以上です。
- 議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。はい、西議員。
- 議員（6番 西 健太郎君） 16、17ページのところで、15節通信施設整備工事費というのは、この相島の光ケーブルに関連した設備の恐らくWi-Fiとかそういうのの設備かなと思うんですが、そのちょっと内容を教えてください。
- 議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。
- 政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。この15節に計上しております通信施設整備工事費は、純粋に光ケーブルの海底ケーブルを本土側から相島に陸揚げするまでというところの通信ケーブルの整備事業費となっております。以上です。
- 議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、西議員。
- 議員（6番 西 健太郎君） そうしましたら、ケーブルを引くけどWi-Fiとかそういうのはやっていかないってということ、その町内で整備していかないってことで理解してよろしいですか。
- 議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。
- 政策経営課長（阿部 宏紀君） 今回、これが国の補助事業でございますので、その部分で載せておりますが、町内の行政施設等のWi-Fi化につきましては、今後、検討の課題となっておりますので、今後予算化していく予定となっております。以上です。
- 議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかに。歳出全般について、上畝地委員。
- 議員（5番 上畝地 白馬君） すいません、今の15節工事請負費の部分ですが、今現在、通信速度が既に決まっているのであれば、どのぐらいの通信速度が出るのかちょっと教えていただければと思います。
- 議長（牧野 真紀子君） はい、政策経営課長。
- 政策経営課長（阿部 宏紀君） はい、光ケーブルでございますので、もう光ケーブルに対応したような形の通信速度になっております。
- 議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地議員。
- 議員（5番 上畝地 白馬君） はい、まだ詳細は未定ってということで考えとってよろしいですか。
- 議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。
- 政策経営課長（阿部 宏紀君） はい。速度としては、5Gが実現できるようなものというふう

に考えておりますが、まだ詳細は未定でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかに。はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 22、23ページ。もう、まとめていったほうがいいですかね。22、23ページのところで、4款2項2目生ごみ堆肥化容器等購入助成金ってありますけど、これが増えてきたってことですけど、どのくらい増えてきたのか、もしわかれば教えてください。7款1項の委託料のところ、7款1項3目委託料、13節委託料、観光パンフレット作成業務委託料ですけど多言語化ということですが、何語に対応する予定なのかっていうところと、あともう一つあります。26、27ページの教育費、小学校費、中学校費、両方ですけど、清掃衛生業務委託料、これは同じ1社に委託するののかということと、あと清掃はどのぐらいの頻度でやる予定なのかっていうのを教えてください。お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。まず、生ごみ堆肥化容器の購入の助成の関係でございますが、これにつきましては、生ごみの処理機ですね。生ごみ処理機が例年に増して、今年が増えておるといった状況でございます。予算的には生ごみ処理機、だいたい6機ぐらい見込んでいたんですが、もう現時点で5機の申し込みがっております。それで今後、また増えることを予想しまして、4機分の追加ということで7万6,000円補正予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、7款の観光パンフレットの言語ですけれども現在、英語、韓国語、中国語の3か国語を予定しております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。小学校、中学校におけます清掃衛生業務委託ですけれども、現在のところ見積もりは1社から伺っておりますが、発注に関しては今後検討していきたいというふうに考えております。清掃の頻度ですけれども、先日の予算でスクールサポートスタッフの方の予算を認めていただきましたので、そちらの方が大体、清掃週2回、残りの週3日を業務委託ということで、週5日間の清掃の業務の機会を、ここで確保したいというふうに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。歳出全般について、ございませんか。はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 26、27ページ、今の清掃業務委託についてお尋ねします。まず、小中学校の予算を計上されているんですが、町立幼稚園に関してどのような対応をされるのか、お尋ねをしたいと思います。それから、委託内容について、今のご説明だと業者に3日、

それからちょっと名称は正式にわかりませんが、一般的な作業員の方に清掃委託をするということで、結果的にコロナウイルス感染症が、要するに問題になりかけた今年の春ごろから、先生たちが従来、子どもたちが清掃していた部分のトイレ清掃等を先生たちが代行すると、先生たちが作業をするということで、結果として先生たちの業務ってというのは、その業者委託でなくなるという考え方でいいのでしょうか。その辺をちょっと確認させてください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。幼稚園に関しては、職員のほうで清掃作業は、今後もやっていこうというふうに考えております。あと小中学校の清掃業務委託ですけれども、今までは教職員の先生方がされておりましたけれども、そこを今回委託することによって、かなり業務負担が減るというふうには考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） お尋ねしてるのは、要するに業務が減るという減少することなのか、それともなくなると、先生たちが要は従来の教職員としての本来の子どもたちを指導する教育の、どういったらいいのかな。要するにその雑務から離れられるかということをお尋ねしてるんです。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の対策ということで、学校が始まりましてから教職員のほうで、今まで以上に清掃作業をやっていたということになっています。ですので、今までの通常業務以上の業務が発生している状況がございましたので、今回その部分を業務委託に出すことで、今まで負担が増えた部分の解消にはつながるというふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もう1件だけ、ちょっと別件で。23ページ、8款4項屋外広告物許可申請手続についてお尋ねをします。要するに、先ほどの説明だと手続きに誤りがあったので返還するんだということだったんですが、要するに正しい手続きをやっておれば発生しなかった手数料なのかどうか、それとも新たに手続きをやり直すことによって、新たな手数料が入ってくるのか。要するにそのいきさつについてご説明を賜りたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。今回、返還させていただく4件につきましては、場所につきましては九州自動車道沿線の事業所に係るものでございまして、本来ここは手続きは必要ではない地域のところに業者の方が手続きにこられて、手続きが必要ではない地域というのを町のほうが私どもの受付が気づかずに、そのまま受け付けて、事務手数料をいた

だいていたことがこの頃判明したので、この4件については返還するという事務をいたしたいと考えているところです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかに。全般、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは歳入全般について、質疑のある方どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それではここで質疑を打ち切り、第101号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第101号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第23. 第102号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、第102号議案、工事請負契約の締結について、新宮町立学校構内通信ネットワーク整備工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第102号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、新宮町立学校構内通信ネットワーク整備工事。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約金額は、1億4,113万円、内消費税及び地方消費税額は1,283万円。4、契約の相手方は、福岡市南区那の川1丁目23番35号、株式会社九電工、代表取締役社長、佐藤尚文でございます。5、工期は、契約締結の日の翌日から令和3年3月26日までとしております。理由といたしまして、新宮町立学校構内通信ネットワーク整備工事を施工するため、令和2年8月20日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

(1) は入札結果表でございます。予定価格から消費税等を除いた金額は、1億4,760万円。これに対し、10社を指名いたしまして、そのうち6社が入札辞退となっております。(2) としまして、工事概要、機器関係、機器据付・調整工、配線配管工を行うもので、(3) といた

しまして、工事場所を記載させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第102号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第102号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 第103号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、第103号議案、財産の取得について、新宮町立学校校務用コンピュータ購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第103号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、1、取得財産は、新宮町立学校校務用コンピュータ購入。2、契約の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、2,417万8,000円。内消費税及び地方消費税額219万8,000円。4、業者名は、福岡市中央区港2丁目5番4号、株式会社日和通信、代表取締役、梅田良孝。5、納期は、契約締結の日から令和3年3月25日まででございます。理由といたしまして、新宮町立学校校務用コンピュータを購入するため、令和2年8月20日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

(1)として入札結果表を添付しております。予定価格から消費税を除いた金額は、3,090万9,091円。8社を指名いたしまして、5社が入札辞退となっております。(2)は今回購入する物品等の概要を記載しております。ノートパソコン170台の学校ごとの台数を表示しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第103号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第103号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 第104号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25号、第104号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第104号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更について。理由といたしまして、相島における公共施設を総合的に整備するため、平成28年度から令和2年度までの5か年間の辺地総合計画を策定いたしておりますが、その一部を変更する必要性が生じたために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において、準用する同条第1項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページから3ページが、総合整備計画書第4次変更分でございます。

4ページをご覧ください。こちらのほうで、4次の変更内容の説明をさせていただきます。1、辺地の人口につきましては、268人を251人に変更。2、基準日を平成30年12月末現在を令和2年6月末に変更。それから、3、（2）施設と現状と課題、重点施策につきましては、「ク 相島海底光ケーブル等整備事業」及び事業の内容の「相島の通信環境は、一般向けの電話回線、携帯電話回線及び行政用の防災行政無線回線であり、高度情報化社会に適応したインターネットの利用や高速通信無線通信などを利用することが困難となっている。このために、相島と本土側の海底光ケーブルの敷設や島内における通信環境整備を図る必要がある。」というふうに加えております。4、3公共的施設の整備計画の表中の相島観光交流拠点整備事業の次の項について、次のように加えるようにしております。相島海底光ケーブル等整備事業、事業主体は新宮町、事業費は10億100万円。それから、財源の内訳といたしましては特定財源が8億9,833万2,000円。一般財源といたしましては、1億266万8,000円、このうち辺地対策事業債の予定額といたしましては一般財源となっております。合計の事業費が、14億4,260万円となるような形となっております。

それから、5ページのほうに、福岡県知事からいただきました整備計画についての変更についての同意が得られております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい、先ほどの一般会計の補正予算のところの説明していただいたんですけど、ケーブルを引くという工事がなされるのはわかったんですけど、ケーブルを生かすための基地局となるようなWi-Fi、フリーWi-Fiとか、そういうのも整備していかなくちゃいけないと思うんですけど、それはいつぐらいを目途に整備したいという考えがあるのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。相島光ケーブルの整備につきましては、補助事業の性質上、本年度中に整備というふうになっておりますが、実際には工事が可能ではございませんので、令和4年6月ぐらいに完成するのではないかなというふうには予定しております。ですので、その後ってというような形になっていくと考えております。一般的な通信事業者を使ったWi-Fi化というのもございますが、そちらのほうも検討しながら、ということになっていくと思っておりますが、令和4年6月以降になっていくと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 関連質問になるんですけど、要はその相島にWi-Fi整備するのが令和4年6月以降ということで、町内のふれあいの丘とか、本庁舎とかいろいろ公共施設ありますけれども、そちらのほうも同時にやっていきたいのか、その相島を先行させてやっていきたいのかっていうそこら辺の考えていうのはどうなんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。町内の公共施設等のWi-Fi化につきましては、今年度中に工事費を上げていくような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 私もその3ページの相島の海底ケーブルの部分なんですけども、これ事業費として10億円あがっていますね。今回、予算でも上がっているんですけど、これは海底ケーブルの分とそのほかの分の振り分けっていうのは、どういうふうになるんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。今回、辺地総合整備計画に載せておりますのは、概算としての10億100万円ということで載せておりまして、実際に今整備内容を詰めました金額といたしまして、今回の補正予算に載せた額が7億5,000万円程度になると考えております。まず、辺地計画は県の承認も要りますので、そちらのほうで当初、10億円ぐらい

かかるのではというところで載せておりますしたが、実際に今回、補正予算にのせていただき  
ました金額といたしましては、すべて設計から施工監理、工事費を含めて、7億5,000万円  
ぐらいというふうになっておるところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議長（北崎 和博君） そしたら、これは要は補正予算の部分、さっきの部分が海底ケーブルの  
工事においてはもうそれで完了すると。そして、この辺地総合計画のやつは、島内とかの部分の  
金額は入っていないんですかね。要は、当初の概算で入れただけで、それは入っていないとい  
うことよろしいんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） お答えいたします。これは、もう海底ケーブルの部分だけでご  
ざいます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。

それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第104号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第104号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第26. 請願第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第26、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度  
2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とい  
たします。

趣旨説明を求めます。

横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） すいませんマスク外させていただきます。

請願書、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年  
度政府予算に係る意見書採択の要請についてということで、請願者、横山洋子様、請願者住所電  
話番号は、記載のとおりです。紹介議員、私、横大路政之でございます。なお、昨年まで、請願  
者であられました方はご他界されましたので、本年度から横山さんが請願者ということで提出さ  
れております。この方は、現職の先生でございます。補足説明は意見書案を読むことによってか

えさせていただきます。

提出先、衆議院議長大島理森様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、総務大臣高市早苗様、文部科学大臣萩生田光一様。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

学校現場における、課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室環境が「密」にならないための対策や授業時数の調整など苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じていることは大きな問題です。国の施策として、定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが、全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記、1、ゆたかな子どもの学びを保障する条件整備、例えば30人以下学級の実施などを行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

何とぞご採択よろしく願いいたします。

○議長（牧野真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野真紀子君） 全員賛成と認め、請願第1号は採択することに決しました。

---

## 日程第27. 報告第13号

○議長（牧野真紀子君） 日程第27、報告第13号、令和元年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 報告第13号、令和元年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

このページは、令和元年度の公社事業概要として、1、役員に関する事項、2、理事会に関する事項について記載をいたしております。

隣の2ページをお願いいたします。

このページから令和元年度の公社事業実績報告書となります。

このページの上段の表、用地の取得につきましては、新設中学校及び周辺道路、公園整備用地事業、町道須川卯戸線歩道設置事業及び（仮称）湊井堰公園整備事業の三つの事業で、契約件数14件、合計面積が9,487.48平方メートル。合計取得金額が1億207万1,704円となっております。

下段の表、用地の売却につきましては、筑紫野古賀線関連事業用地及び新設中学校及び周辺道路・公園整備用地の一部を売却いたしております。売却面積の合計は3件で2,928.99平方メートル。合計売却金額が3,515万4,619円となっております。

なお、今回の用地取得及び用地売却において、一部用地交換において処理したものがございません。新設中学校及び周辺道路・公園整備用地に係る取得及び売却において、用地取得欄の1番下の三代1031の1及び三代1031の2を2,222万1,295円で取得し、用地売却の欄の下から2段目の三代1030の4、並びに1030の5及び町管理の5筆を売却し、合計1,756万8,735円で売却をいたしております。その差額465万2,560円を現金で支払っております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

収支決算書収入の部の主なものにつきまして説明いたします。

1款1項1目用地売却収入は、先ほどご説明いたしました道路用地等の売却収入として合計3,515万4,619円、同じく2目附帯等事業収入は公社用地を駐車場及び看板用地として貸し付けており、その貸付料として314万7,604円、2款1項1目借入金は短期借入金として13億5,000万円を借り入れております。

内容につきましては、15、16ページに記載しておりますが、約6か月間の借り入れとして6億5,000万及び7億円の2回、金融機関から借り入れております。

以上、その他雑収入もあわせて、収入合計といたしまして、13億8,831万8,387円となっております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

支出の部でございます。主なものを説明いたします。

1款1項1目公有用地取得費1億207万1,704円は、先ほど説明いたしました契約件数14件分の用地費でございます。

同じく、2目4節補償費322万3,500円は、ふれあいの丘公園用地購入時の立竹木等補償となっております。

2款1項1目支払い利息90万2,859円は、短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額、3款1項1目借入金償還金12億8,000万円は、15、16ページの下段の短期借入金明細書記載のとおり、金融機関から借り入れた事業資金を令和元年8月と令和2年2月に償還したものでございます。

以上、その他の支出合わせまして、支出合計といたしまして、13億9,144万8,161円となり、収支差額はマイナス312万9,774円となっております。

なお、7ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有地明細書など添付いたしますのでご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 借入先の金融機関のことについてちょっとお尋ねしたいんですけど、どのような基準で選定されてるのかとか、その要は、町内にもいろいろ金融機関ありますし、見てたら遠賀信用金庫とか佐賀銀行とかですけども、その利率がいいから選んでるのか町内のそういう機関とかを優先してとか、なにかそういう基準みたいのがあればちょっと教えていただきたいんですけど、

○議長（牧野真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。

短期借入金の金融機関を選定につきましては、こちらが借りたい額と借入期間を提示いたしまして、利率を、いわゆる入札をしていただいて、その利率が1番低い金融機関さんと借入金の契約を結ばさしていただいております。

以上です。

○議長（牧野真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにご質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質問を終わります。

---

## 日程第28. 報告第14号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第28、報告第14号、令和元年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 報告第14号、令和元年度新宮町健全化判断比率等の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書を付けて、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

健全化判断比率の総括表でございます。

上の段の真ん中あたり、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足がございませんので、バーで表示しております。

実質公債費比率は7.3%で、平成30年度より0.6ポイント減少しました。この理由につきましては、分子を構成する元利償還金等が減少し、分母を構成する標準財政規模が増加し、また、分子分母ともに控除される、算入公債費等が増加したため、結果として単年度の実質公債比率が減少し、それに伴い、3か年平均は減少しております。

次に、将来負担比率につきましては、88.2%で、前年度と比較しますと0.2ポイント減少しております。これはふるさと寄附金の活用により、地方債の借入を抑制したため、地方債の現在残高が減少したことに加え、標準財政規模が増加したことにより、将来負担比率の増加を若干ですが抑えられたと考えております。

2ページから4ページまでは算出表になりますのでご参照いただきますようお願いいたします。

5ページをお願いします。公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては資金不足が発生していないため、バーで表示しております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第29. 報告第15号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第29、報告第15号、令和元年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 報告第15号、令和元年度新宮町一般会計継続費精算報告書につきまして説明いたします。

地方自治法施行例第145条第2項の規定により、令和元年度新宮町一般会計継続費精算報告書を議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

元年度に継続年度が終了した2事業について報告いたします。

まず1件目が3款2項、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、全体計画といたしましては、総額453万7,000円、年割額、平成30年度283万円、令和元年度170万7,000円。

これに対し、実績につきましては、支出済額が平成30年度は全額繰次繰り越しを行ったためにゼロ。令和元年度は286万円、比較しまして、年割額と支出済額の差、167万7,000円が執行残となります。

次に、2件目が、8款6項町営住宅建築設計委託料で、全体計画といたしましては、総額1,890万円、年割額、平成30年度約567万円。令和元年度1,323万円。

これに対し、実績につきましては、支出済額が、平成30年度567万円。令和元年度1,323万円で、年割額、支出済額等の差はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第30. 報告第16号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第30、報告第16号新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第16号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告につ

いてご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について、議会に報告をさせていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから7ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。

今回、令和2年5月1日から令和2年7月31日まででございます。

予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で11件、2ページの特別会計につきましては、該当がなし。少しページ飛びますけれども、7ページのところでの水道事業会計、公共下水道事業会計で8件という結果となっております。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で6ページまでの合計40件、特別会計で2件、水道事業会計、公共下水道事業会計で2件という結果となっております。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第31. 報告第17号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第31、報告第17号、建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路政之君） はい、お尋ねをします。

報告書の末尾。最後ですね、監査意見として記載されてる内容について、1、2お尋ねをさせていただきます。

まず1点目はですね、1番目の入札案件によっては、入札の現場説明会を実施したほうがいいんじゃないか、実施についても検討するよというご指摘があるんですが、過去ですね、一般的な公正入札を実施するために、現場説明会を省いたほうがいいんじゃないかなというような、指摘がある時期、これは全般的にですね、公共の自治体の入札に関しては、現場説明省くべきじゃないかと業者同士が顔合わせるのは、談合の温床になるとかですね、というような指摘があった、時代もあるんですが、これについてですねあえてその説明会を実施したほうがいいんじゃないかというご指摘をされた理由についてですね、お尋ねをさせていただきたいと思います。

それからもう1点はですね、入札の公平性、3番ですね。要するに、見積書をとるに当たってですね、言ってみれば積算の算定基準となる見積書ですが、中に過去、これも過去の話で申しわけないんですが、例えば、見積書を提出した業者さんがですね、今度入札に参加するというようなことになると、ある意味優位性が、そこに生まれてくるというようなことですね、見積りをした業者さんについては、適正な対価を支払って入札の指名業者から外すべきじゃないかというような考え方も当時あったんですが、この辺の手續についてですね、監査委員さんがあえて指摘されてますんでどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと、以上2点すいませんがお答えください。

○議長（牧野真紀子君） はい、吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。まず第1点でありますけど、今回書類審査等やりましたが、ここに1番目に書いてますように、入札辞退、入札不調案件が相当、目につきましたので、ここに書かせていただいております。入札辞退とか入札不調とかいう案件は、それぞれ仕様書だけじゃ多分業者わかんないと思うんですよ、やっぱり、仕様書に基づいて説明がないという札を入れられないっていうふうに考えましたので、ここに書かせていただきました。そして業者同士が顔を合わせるから、不正につながるんじゃないかというふうな、お話がありましたけど、今、現在、そういう不正を働いたらもう指名停止とか指名回避とかありまして、逆にその業者が、倒産するような状況に追い込まれると思いますので、今現在では公正な入札を行うべきだと思いますし、やられてるというふうに思っておりますので、あえて書かせてもらいました。

あと2点目が見積書が1社のみ。やっぱり書類を見てておりましたら、見積りした業者も、ほとんどが、指名の中に入っておりますし、随契すれば、2・3社の中にも入っております。やっぱりそこは知らない、見積り出した業者以外と比較したら、不利になると思っておりますので、やはり、3社以上から見積もりとってその平均とか、出し方はいろいろあるかと思っておりますので、あえてここに意見として出させていただいたようなところであります。

○議長（牧野真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにご質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第32. 報告第18号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第32、報告第18号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時54分散会

---